

堺市議会政務活動費の交付に関する条例の 一部を改正する条例

堺市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合において、任期満了日が月の末日であるときにあつては任期満了日の属する月までの月数分を、任期満了日が月の末日以外の日であるときにあつては任期満了日の属する月までの月数分から任期満了日の翌日以降のその月の現日数を基礎として日割りをもって計算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を減じた額を交付する。

第3条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第4条第1項中「翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分。次項において同じ。）」を「政務活動費（異動があつた日が月の末日である場合を除く。）及び翌月分」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、異動があつた日の属する月の政務活動費については、当該日の翌日以降のその月の現日数を基礎として日割りをもって計算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

第4条第2項中「翌月分」の次に「(その日が基準日に当たる場合は、当月分)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。